

ソフトウェア使用許諾契約

お客様は、本ソフトウェア（SensorServer）をご使用いただくためには、この使用許諾契約書の各条項に同意して頂く必要があります。この使用許諾契約書をよくお読み頂き、内容をよくご確認の上、同意して頂ける場合のみインストールを行ってください。インストールが継続された時点で、お客様と株式会社ATR-Promotionsとの間で、本契約が成立したものとします。お客様は、本契約の条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条 使用权の許諾

株式会社ATR-Promotionsは、本ソフトウェアの非独占的な使用权をお客様に対して許諾します。

第2条 知的財産権

本ソフトウェアに関する著作権を含む知的財産権は、株式会社ATR-Promotionsが保持し、お客様に移転することはありません。

第3条 複製

お客様は、本契約に基づき本ソフトウェアの使用权を維持するためのバックアップまたは保存に必要な範囲で、本ソフトウェアを複製することができます。ただし、かかる複製物は、すべて本ソフトウェアと見做します。

第4条 譲渡の制限

お客様は、有償、無償を問わず、第1条に定める使用权に関して、第三者に対して譲渡、貸与、リースおよび担保設定してはなりません。

第5条 リバース・エンジニアリング

お客様は、如何なる方法であれ、本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはなりません。

第6条 無保証

株式会社ATR-Promotionsは、お客様に対して、明示・黙示を問わず、本ソフトウェアに関するいかなる種類の保証も行いません。また、本ソフトウェアの使用に際し不具合が生じないことおよび、本ソフトウェアの欠陥が修正されることを保証いたしません。

第7条 免責

株式会社ATR-Promotionsは、お客様に対し、いかなる場合も一切の種類の損害について、責任を負いません。また、お客様は、お客様が使用されている環境により、本ソフトウェアが作動しないことがあり得ることを予め了解し、その責任を株式会社ATR-Promotionsに対して問わないものとします。

第8条 輸出規制

お客様は、本ソフトウェアを日本政府の輸出管理の法規に違反し、日本国外へ持ち出してはなりません。

第9条 契約解除

株式会社ATR-Promotionsは、お客様が本契約に違反した場合、事前に通知することなく、本契約を解除できるものとし、契約解除となったとき、お客様は、本ソフトウェアおよびその複製物を、確実に使用不可能にし、すべて廃棄するものとします。お客様は、株式会社ATR-Promotionsの要求があれば、廃棄の実体について報告をするものとします。

第10条 準拠法および裁判管轄

本契約は、日本法に準拠するものとします。本契約に関する紛争は、京都地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第11条 完全合意

本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関する完全なる合意を示すものです。本契約の修正、変更および終了は、株式会社ATR-Promotionsがその権利を留保するものとします。